

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 54

[事務局] 稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16番2号

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

○自宅における高齢者の転倒事故に注意しましょう！

消費者庁には、65歳以上の高齢者が自宅で転倒したという事故情報が、2015年4月から2020年3月末までの5年間に275件寄せられております。

自宅での転倒事故は発生場所別では最も多く、48%を占めております。後期高齢者では前期高齢者の2.2倍にもなっております。また、8割以上の方々が通院や入院が必要なけがをしておりました。

さらに、高齢者の自宅内での転倒事故には、下記のような特徴がありました。

◎転倒事故の発生場所

■浴室・脱衣所 ■庭・駐車場 ■ベッド・布団 ■玄関・勝手口 ■階段

◎転倒事故の状況

■滑る ■つまづく ■ぐらつく ■ベッド等から移動時に ■引っ掛かる

加齢に伴って、日常生活の中にも転倒事故のきっかけとなる危険性が高まってきます。住み慣れた自宅であっても、転倒予防のために以下のような点に注意しましょう。

- (1) 個人に合った適度な運動を続け、体の機能の低下を防ぎましょう。
- (2) 浴室や脱衣所には、滑り止めマットを敷きましょう。
- (3) 寝起きや夜間のトイレなどで、ベッドから起き上がる時や体勢を変えるときは慎重にしましょう。
- (4) 段差のあるところや階段、玄関には、手すりや滑り止めを設置しましょう。
- (5) 電源コードが通り道にこないように、電気製品を置きましょう。

事故防止のために

- ① 適度に運動し、身体機能の低下の予防を
- ② 浴室や脱衣所には、滑り止めマットを敷く
- ③ ベッドから起き上がる時や体勢を変える時には慎重に
- ④ 玄関や階段には手すりや滑り止めを設置しましょう。



(情報提供元：消費者庁消費者安全課)

相談事例(稚内市消費者センター)



● プロバイダ料金未納による債権回収事業者からの通知の事例

【 相 談 内 容 】

昨年、債権回収事業者から「債権譲渡及び譲受のお知らせ」のハガキが届き、プロバイダ料金を支払うべきなのか相談し、支払いの拒否は難しいこと及び時効の援用は、無料法律相談を案内された。

しかし、法律相談は受けずに事業者へ電話するのが怖くて未払いである。最近、携帯電話に音声ガイダンスで当該債権回収業者を名乗り何度も電話が来るようになり、怖くなった。どうしたら良いか。

【 対 処 】

昨年の相談時に当該プロバイダ事業者との契約は事実であり、相談者も納得されたはずである。このまま放置せずに債権回収事業者からの電話に出て、ガイダンスによる連絡先等をメモし、直接話し合ってはどうか。相談者は、債権回収事業者に対して、必要以上に恐怖を抱いている様なので、相談者が心配するような野蛮な相手ではないと伝えた。再度、事業者と話をする前に時効の援用について、無料法律相談を受けてみてはと伝えると相談者は納得された。

困った時には、稚内市消費者センターへ相談してください。

相談受付時間：月曜日～金曜日午前10時～午後4時(祝祭日は除く)

稚内市中央4丁目
保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133
FAX 0162-23-4134

消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター
「イヤヤン」



消費者ホットライン

☎ 188 (局番無しの いやや)

※土日祝日も対応(年末年始除く)

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回(原則、第2日曜日)実施しています。

向う3ヶ月の【実施日】 11月8日 ・ 12月13日 ・ 1月10日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。(1人当たり25分間です。)

○ 事前に申し込みが必要です。相談を希望される方は、下記へご連絡願います。

☆ 稚内市環境水道部くらし環境課市民生活グループ 電話(直通) 23-6413